

# 茨木市立白川小学校 P T A 規約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 本会は茨木市立白川小学校 P T A と称し、事務所を白川小学校内に置く。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 本会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の福祉と心身の健全な発達をはかるとともに、民主的教育を推進し、会員の研修と親睦を深めることを目的とする。

## 第 3 章 方 針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的団体として、次の方針で活動する。

- 1 本会は政治的・宗教的・営利的色彩をもつものではなく、主体性をもって他のいかなる団体等の干渉もうけない。
- 2 本会はこの会の目的を果たすため、目的を同じくする他の団体と連携し協力することができる。
- 3 本会は学校の教育活動を助けるために協力するが、学校の管理運営や教職員の人事には干渉しない。

## 第 4 章 会 員

第 4 条 本会の会員は学校に在籍する児童の父母またはそれに代わる者（以下保護者という）、学校に勤務する校長・教頭及び教職員（以下教職員という）とする。

## 第 5 章 会 計

第 5 条 本会の経費は会費、自発的な寄付金およびその他の収入によって支弁する。

第 6 条 会費は、会員 1 人あたり年額 2 4 0 0 円とする。

納入された会費は、返還できないものとする。

会費の納入方法等については、会計運用規則で定める。

第 7 条 本会の資産は、第 2 章の目的達成のため以外は使用してはならない。

第 8 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

## 第 6 章 役 員

第 9 条 本会の役員は次のとおりである。

- 1 会 長 1 名 保護者
- 2 副会長 3 名以内 保護者

3 書記 3名以内 保護者・教職員

4 会計 3名以内 保護者・教職員

第 10 条 役員の任期は1年とする。但し再選は妨げない。

第 11 条 本会の役員の任務は次のとおりである。

- 1 会長は本会を代表し、会務を統括し諸会議を召集すると共に各種委員会より互選された委員長及び副委員長を任命する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
- 3 書記はすべての会合並びに会の活動状況を記録し、各種会合の通知連絡をする。
- 4 会計は本会のすべての金銭の収支を正確に記録保管し、会計監査委員の監査を受ける。

## 第7章 会計監査

第 12 条 本会に会計監査委員2名を置く。

- 1 会計監査委員はその年度の会計を随時監査し、その結果を定期総会に報告する。

第 13 条 会計監査委員の選出及び任期は役員に準ずる。

## 第8章 役員の選出

第 14 条 役員及び会計監査委員の選出及び就任は次の通り行う。

- 1 役員候補者指名委員会（以下指名委員会という）を設ける。
- 2 指名委員会は、組織委員会の委員および役員より互選された2名の委員により構成し、組織委員長および副委員長が、指名委員長及び副委員長を兼任する。
- 3 指名委員会は被指名者の同意を得て、年度末総会の7日前には全会員に通告する。
- 4 前項の定めにかかわらず役員及び会計監査委員候補者として自ら立候補し、若しくは本人の承諾を得て推薦することができる。但し、この場合は年度末総会の2日以前に文書をもって指名委員会に届出なければならない。
- 5 役員は年度末総会において選出され、4月1日に就任する。

第 15 条 公職選挙法により選挙された公職者及び指名委員は、原則として役員及び会計監査委員になれない。

第 16 条 会計監査委員は、役員が兼務することはできない。

## 第9章 総 会

第 17 条 総会は本会の最高議決機関である。

第 18 条 総会は次の通りとする。

- 1 年度始総会

年度事業計画及び年度予算、その他必要と認めた事項の審議並びに承認。

## 2 年度末総会

会計監査を経た年度決算及び事業報告の承認。新役員及び会計監査委員の選出並びに承認。その他必要と認めた事項の審議並びに承認。

## 3 臨時総会

運営委員会が必要と認めた場合、又は全会員の5分の1以上の要求があった場合、会長によって召集する。

第 19 条 総会は会員の5分の1（委任状を含む）以上の出席がなければ、議事を審議し議決することができない。

第 20 条 総会の議決は出席者の過半数の同意を要する。

## 第 10 章 運営委員会

第 21 条 運営委員会は役員、各種委員会の委員長・副委員長と校長・教頭によって構成され、任務は次のとおりである。

- 1 各種委員会によって立案された事業計画を審議する。
- 2 総会に提出する議案を作成する。
- 3 各種委員会との連絡調整にあたる。
- 4 その他全会員より委任された会務を処理する。
- 5 必要のある場合には特別委員会を設ける。
- 6 役員に欠損が生じた場合は運営委員会から補充する。任期は前任者の残存期間とする。

第 22 条 運営委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

第 23 条 運営委員会の例会は月1回開催することを原則とする。

## 第 11 章 各種委員会

第 24 条 本会は目的を達成するため次の委員会を設ける。校長・教頭は職責上各種の会合に出席して意見を述べることができる。

### 1 学年委員会

学年の学習環境の整備につとめ、学年内会員相互の理解と協力を深める諸活動の計画立案にあたる。

### 2 地区委員会

地区の会員を代表して学校との連絡を行い、地区会員相互の親睦をはかるとともに

児童の校外指導、通学路安全確保、環境浄化をはかる。

3 厚生委員会

児童および会員の健康、体力、文化教養の向上および福利厚生をはかる。

4 広報委員会

機関紙の発行その他の手段により、広く会員に会の活動を知らせるとともに、意見交換を行う。

6 組織委員会

本会の目的を達成するための諸活動の企画立案にあたり、組織の継続と発展をはかる。第 14 条に定める指名委員会を兼任し、次年度役員候補者の円滑な選出をはかる。

第 25 条 各種委員会の委員選出は次の通りとする。

- 1 学年委員会の委員は各学年より互選する。
- 2 地区委員会の委員は学校の定める地区児童会の各地区を単位とし、その児童数に応じ、互選する。
- 3 厚生委員会、広報委員会、組織委員会の各委員は各学年より互選する。
- 4 全ての委員会に教職員より若干名を互選する。

第 26 条 各委員長及び副委員長は各種委員会の委員より互選し、会長の任命を受ける。

第 27 条 各種委員会の委員の任期は 1 年とする。

## 第 12 章 個人情報取扱

第 28 条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取り扱いや利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め、適正に運用するものとする。

## 第 13 章 改正

第 29 条 本規約は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

### 付 則

本規約は 1981 年 5 月 29 日より施行する。

本規約は 1986 年 3 月 11 日一部改正

本規約は 1988 年 3 月 9 日一部改正

本規約は 1994 年 3 月 11 日一部改正

本規約は 2002 年 5 月 20 日一部改正

本規約は 2006 年 3 月 9 日一部改正

本規約は2009年3月4日一部改正

本規約は2013年3月6日一部改正

本規約は2016年3月2日一部改正

本規約は2018年3月7日一部改正

本規約は2020年3月4日一部改正